

周りに迷惑をかける

路上喫煙はやめましょう

平成21年4月1日から
「茨木市路上喫煙の防止に関する条例」が
施行されます



○「茨木市路上喫煙の防止に関する条例」って何をするものですか？

- ・茨木市内では、路上喫煙をしないようにしてください。
- ・特に、「路上喫煙禁止地区」内での路上喫煙は、罰則（1,000円の過料）の対象とします。
【平成21年10月1日から】

- ・「路上喫煙」とは、道路や公園などの屋外の公共の場所において喫煙し、または火のついたたばこを持つことをいいます。この条例では、あくまで路上喫煙のみを規制の対象としており、全ての喫煙行為について市が関与するものではありません。
- ・市域から周りに迷惑をかける路上喫煙をなくすため、市が啓発等を行うとともに、必要な規制を行います。

○茨木市の路上喫煙の現状はどうか？

- ・公共施設の屋内においては、健康増進法第25条の規定に従い、受動喫煙の防止に向けて一定の取り組みが行われています。
- ・これまでに、様々な方から路上喫煙について制限して欲しいとの苦情や要望などをいただきました。また、茨木市環境審議会で、「茨木市生活環境の保全に関する条例」に関する審議を行った結果、答申において、「屋外の公共の場所では禁煙とすることを基本的な方針とするべき」との意見をいただきました。
- ・市域での路上喫煙の実態を把握するため、郵送による市民アンケート調査と現地実態調査をあわせて行いました。市民アンケート調査結果では、路上喫煙を迷惑と思っている人は約88%、市が条例を制定すべきと答えた人は約54%となっています。
- ・路上喫煙をなくすため、広報誌に啓発記事を掲載するとともに、自治会を通じてチラシの回覧をお願いしたり、茨木フェスティバルなどのイベント等で啓発活動を行っています。



「茨木市路上喫煙の防止に関する条例」の解説

目的（第1条）

路上喫煙の防止に特化した、条例制定の目的を定めています。

◆路上喫煙は、次のような問題が指摘されています。

- ・持ち物の焦げ
- ・大人のたばこを持つ手の位置が幼児の顔の高さになる
- ・火の不始末による火災のおそれ
- ・たばこの副流煙による健康への影響
- ・吸いがらのポイ捨てによるごみの散乱など



そこで、周りに迷惑をかける路上喫煙を市域からなくすことをめざし、「安全」に「健康」という観点を加えた生活環境を確保するために、この条例を制定したものです。

なお、吸いがらのポイ捨てについては「茨木市空き缶等のポイ捨て防止に関する条例」により規制されています。

定義（第2条）

この条例中で使用する語句の意義を定めています。

◆規制の対象とする行為【路上喫煙】は

道路等において、喫煙し、または火のついたたばこを持つこととします。これには、原動機付自転車、自転車、大型自動二輪車及び普通自動二輪車のいずれかに乗りながらの行為も含まれます。

◆対象とする場所【道路等】は

道路、広場、公園といったような屋外の公共の場所を対象とします。これには公共施設の敷地も含まれますが、健康増進法に基づき分煙するため、施設内全面禁煙とした結果、やむを得ず敷地内に灰皿を設置した場合は、その場所を対象外とします。

◆対象者は

- ①市民等：茨木市民のみならず、市の区域内に滞在したり、通過する人を含みます。
- ②事業者等：市内の事業者に加え、事業者団体なども含みます。

市の責務（第3条）・市民等の責務（第4条）・事業者等の責務（第5条）

市や市民の皆さん、事業者の皆さんのそれぞれが果たすべき役割を定めています。

◆市の役割は

- ・第1条で定めている条例の目的を達成するため、啓発や関係者への協力依頼などをはじめとする様々な路上喫煙防止対策を実施します。
- ・市民や事業者の皆さんが行う啓発等の自主的な活動を支援します。



◆市民の皆さんなど、市内におられる人の役割は

・**茨木市内では、路上喫煙をしないようにしてください。**

・市が実施する啓発などの取り組みに、ご協力をお願いします。

◆市内事業者等の皆さんなどの役割は

・市民及び従業員への啓発や灰皿の設置場所の協議など、市が実施する取り組みに協力するよう努めてください。

路上喫煙禁止地区の指定（第6条）・路上喫煙禁止地区の指定の変更等（第7条）

路上喫煙禁止地区の取り扱いについて定めています。

◆路上喫煙について特に効果的に防止対策を行うため、人通りが多く被害の危険性が高い場所を「路上喫煙禁止地区」として市長が指定します。また、必要があるときは指定の変更や解除を行います。

◆禁止地区の指定や変更、解除については、市長が告示します。

※禁止地区の指定をしたときは、告示だけではなく広報誌やホームページ等に掲載するとともに、区域や場所を示す標識等を設置するなどし、十分周知します。

路上喫煙の禁止（第8条）・罰則（第9条）

「路上喫煙禁止地区」の区域内の取り扱いについて定めています。

◆「路上喫煙禁止地区」内では、特に路上喫煙を禁止します。

周りに迷惑をかける路上喫煙は、絶対にやめてください。

◆「路上喫煙禁止地区」内で路上喫煙をした場合は、携帯灰皿の所持などにかかわらず、**1,000円の過料の対象とします。【平成21年10月1日から】**



※禁止地区の設定は、過料の徴収が目的ではなく、マナー向上などの啓発活動を行いながら、罰則を科すことによるPR効果や抑止効果を活用し、条例の目的の効果的な推進を図るためです。

※「過料」とは金銭を徴収する制裁で、行政罰の一つです。罰金などの刑罰とは異なります。地方自治法第14条第3項の規定で、条例では50,000円以下の過料を科することができます。

委任（第10条）

条例に記載されているもののほか、路上喫煙禁止地区の周知手続きや過料徴収の詳細な手順など、条例の施行に関して必要な内容については、別途規則で定めることとしています。

なお、この規則は、市長が定めており、条例と同様に公表されています。



茨木市路上喫煙の防止に関する条例

（目的）

第1条 この条例は、路上喫煙の防止について必要な事項を定めるとともに、市、市民等及び事業者等の責務を明らかにすることにより、市民等の安全及び健康的な生活環境を確保することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 路上喫煙 道路等において、喫煙し、又は火のついたたばこを所持すること(自転車等に乗車中に喫煙し、又は火のついたたばこを所持することを含む。)をいう。
- (2) 道路等 道路、広場、公園その他の公共の場所(室内又はこれに準ずる環境にある場所を除く。)をいう。
- (3) 自転車等 道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第10号に規定する原動機付自転車、同項第11号の2に規定する自転車並びに同法第3条に規定する大型自動二輪車及び普通自動二輪車をいう。
- (4) 市民等 市民及び市の区域内に滞在し、又は市の区域内を通過する者をいう。
- (5) 事業者等 市内で事業活動を行う者及びこれらの者で組織される団体をいう。

（市の責務）

第3条 市は、この条例の目的を達成するため、路上喫煙の防止に必要な施策を実施するものとする。

2 市は、市民等又は事業者等が行う路上喫煙の防止に関する活動に対し、必要な支援を行うものとする。

（市民等の責務）

第4条 市民等は、路上喫煙をしないように努めなければならない。

2 市民等は、互いに協力して路上喫煙の防止のための活動に取り組むとともに、前条第1項の規定により市が実施する施策に協力するよう努めなければならない。

（事業者等の責務）

第5条 事業者等は、路上喫煙の防止のための活動に取り組むとともに、第3条第1項の規定により市が実施する施策に協力するよう努めなければならない。

（路上喫煙禁止地区の指定）

第6条 市長は、必要があると認めるときは、路上喫煙を禁止する区域を路上喫煙禁止地区として指定することができる。

2 市長は、前項の規定により路上喫煙禁止地区を指定したときは、その旨を告示する。

（路上喫煙禁止地区の指定の変更等）

第7条 市長は、必要があると認めるときは、路上喫煙禁止地区の指定を変更し、又は解除することができる。

2 前条第2項の規定は、前項の規定による路上喫煙禁止地区の指定の変更又は解除について準用する。

（路上喫煙の禁止）

第8条 市民等は、路上喫煙禁止地区内において路上喫煙をしてはならない。

（罰則）

第9条 前条の規定に違反した者は、1,000円の過料に処する。

（委任）

第10条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。ただし、第9条の規定は、平成21年10月1日から施行する。

問い合わせ先：茨木市産業環境部環境政策課
電話：072-620-1644 FAX：072-627-0289
電子メール：kankyoseisaku@city.ibaraki.lg.jp
ホームページ：http://www.city.ibaraki.osaka.jp/kikou/kankyos/